

新型コロナウイルス感染症安芸高田市対策本部決定

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う
新型コロナウイルス感染拡大防止の取組について

1 趣旨

県内の感染状況は、オミクロン株による市中感染とみられる感染も確認され、年末以降、新規感染者数が急増傾向にある。広島県の感染レベルは「レベル2」（警戒を強化すべきレベル）に達しており、「まん延防止等重点措置」が適用されることとなった。

こうした中、本市としても基本的な感染防止対策について引き続き徹底し、次のとおり取り組むこととする。

2 取組期間

令和4年1月7日（金）～1月31日（月）

（まん延防止等重点措置の実施期間 令和4年1月9日（日）～1月31日（月））

3 公共施設等の営業

人と人との接触機会の低減を図る必要から、令和4年1月7日から1月31日までの間、宿泊施設の新規宿泊申し込み、公共施設の新規利用申し込みは受け付けないこととする。

4 行事等について

(1) イベントについて

市が主催（市が実行委員会の構成員である場合も含む）するイベント等については、基本的な感染防止対策を徹底して開催すること。

なお、収容人数は収容定員に収容率(A)をかけた人数と人数上限(B)の少ない方を限度とする。

収容率(A)		人数上限(B)
歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会等	歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等	5,000人
100%以内 （収容定員がない場合は、十分な間隔）	50%以内 （収容定員がない場合は、十分な間隔）	

(2) 会議について

取組期間中の市主催の会議は、原則 WEB もしくは書面での開催とし、WEB や書面での開催が難しい場合は、基本的な感染防止対策を徹底して開催すること。